



# 鳥取県公報

平成16年4月16日(金)  
第7577号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地改良区の役員の就任 (284) (日野総合事務所農林局) .....	1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件) (285・286) (協働推進室) .....	1
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (287) (障害福祉課) .....	2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (2件) (288・289) (〃) .....	3
	身体障害者福祉法による指定身体障害者更生施設等の指定 (290) (〃) .....	3
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (4件) (291～294) (〃) .....	4
	知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定 (4件) (295～298) (〃) .....	5
	応急入院指定病院の指定の一部改正 (299) (〃) .....	6
	保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額 (300) (健康対策課) .....	7
	基本測量の実施 (301) (管理課) .....	7
	開発行為に関する工事の完了 (302) (八頭地方県土整備局) .....	7
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (303) (会計管理室) .....	8
	調達公告	随意契約の相手方の決定 (行政経営推進課) .....
落札者の決定 (警察本部会計課) .....		9

## 告 示

### 鳥取県告示第284号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年4月16日

鳥取県日野総合事務所長 木 村 康 志

就任した役員の氏名及び住所

理 事 木 村 勳 日野郡日南町阿毘縁1824

平成16年3月22日就任 任期平成17年7月26日まで

### 鳥取県告示第285号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年6月1日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年 4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 4月 1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いちばん星
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
高橋 由紀子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市江津271 - 2
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障害者や障害児及び高齢者に対して、デイサービス等の福祉サービスに関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第286号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年6月2日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年 4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 4月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 たかしろ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
福有 裕美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
倉吉市上福田522 - 3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、公共交通機関の利用が困難である地域の高齢者等に、自宅から最寄りの公共交通機関までの移動手段を提供することにより、中山間地の高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 鳥取県告示第287号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	短期入所	平成16年4月1日

**鳥取県告示第288号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	短期入所	平成16年4月1日

**鳥取県告示第289号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
株式会社ケアスタッフ	米子市大谷町213-3	ヘルパーステーションハッピーネットワーク米子	米子市両三柳138-1	居宅介護	平成16年4月12日

**鳥取県告示第290号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等を指定したので、同法第17条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定身体障害者更生施設等の種類	指 定 年 月 日
米子ワークホーム	米子市石井1223 - 1	身体障害者入所授産施設 (通所事業)	平成16年4月1日

**鳥取県告示第291号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 あすなる会	鳥取市白兔8	松の聖母学園通所 更生部	鳥取市白兔69	短期入所	平成16年3月30日

**鳥取県告示第292号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 自立の会	八頭郡智頭町大字 三田946 - 1	自立の家	八頭郡智頭町大字 智頭333	地域生活援助	平成16年3月31日

**鳥取県告示第293号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日

鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	短期入所	平成16年4月1日
-----	-------------	------------------	---------------	------	-----------

**鳥取県告示第294号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
株式会社ケアスタッフ	米子市大谷町213-3	ヘルパーステーションハッピーネットワーク米子	米子市両三柳138-1	居宅介護	平成16年4月12日

**鳥取県告示第295号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指 定 年 月 日
かめの会作業所	鳥取市伏野1558-12	知的障害者通所授産施設	平成16年3月26日

**鳥取県告示第296号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指 定 年 月 日
松の聖母学園通所更生部	鳥取市白兔69	知的障害者通所更生施設	平成16年3月30日

**鳥取県告示第297号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指 定 年 月 日
もみの木園通所部	米子市富益町4660	知的障害者入所更生施設 (通所事業)	平成16年4月1日

**鳥取県告示第298号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指 定 年 月 日
もみの木作業所 分場 ほつと茶町	米子市茶町22 - 1	知的障害者通所授産施設 (分場)	平成16年4月1日

**鳥取県告示第299号**

平成14年鳥取県告示第225号（応急入院指定病院の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から適用する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
名 称	所在地	指定期間	名 称	所在地	指定期間
独立行政法人国立病院機構鳥取病院	略	略	国立療養所鳥取病院	略	略
略			略		

**鳥取県告示第300号**

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）第4条第2号本文及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）別表第2の5の項金額の欄本文の規定に基づき、保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定め、平成16年4月16日から施行する。

平成15年鳥取県告示第426号（保健所及び衛生環境研究所の使用料及び手数料の額について）は、平成16年4月15日限り廃止する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県保健所条例第4条第2号本文及び鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例別表第2の5の項金額の欄本文の知事が定める額は、平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）に基づき、同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額（基本診療料に係る額を除く。）の8割の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる検査及び診断については、それぞれに定める額とする。

- 1 ツベルクリン反応検査 1検査につき233円
- 2 エックス線間接写真診断 1枚につき670円

**鳥取県告示第301号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成16年4月15日から平成17年3月25日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

**鳥取県告示第302号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成16年4月16日

鳥取県八頭地方県土整備局長 宮 前 和 憲

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成15年9月30日 鳥取県指令八県土維8第4号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
八頭郡郡家町大字稲荷
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
八頭郡郡家町大字郡家493  
郡家町長 和田哲也

**鳥取県告示第303号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

**1 委任させた事務**

河川法（昭和39年法律第167号）第32条第1項に規定する流水占用料等及び同法第74条の規定に基づく延滞金の収納事務

**2 委任を受けた出納員**

鳥取県県土整備部河川課

課長補佐 加賀田 啓

課長補佐 田中 俊一

水政係長 舟木 真佐人

鳥取県鳥取地方県土整備局総務課

課長補佐

兼総務係長 由井 律秀

主 任 山口 明子

主 事 山田 嘉一

主 事 南 健太郎

鳥取県鳥取地方県土整備局維持管理課

課 長 廣東 宣明

課長補佐 橋本 博

主 幹 藤井 知郎

副 主 幹 尾西 一

副 主 幹 田中 昭夫

副 主 幹 沖田 良雄

主 任 津村 博史

主 事 桑谷 雄一郎

主 事 杉原 裕行

主 事 福田 昌弘

土木技師 田中 千加良

土木技師 前嶋 伸二郎

土木技師 柳樂 幸一

**3 委任期間**

平成16年4月19日から平成17年3月31日まで

---

**調 達 公 告**

---

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達物品の名称及び数量 電子申請・総合文書管理・電子決裁システム 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成16年2月18日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地  
K O A ・ I B M 共同企業体  
代表者 株式会社ケー・オウ・エイ  
米子市両三柳328
- 5 契約金額 月額4,166,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地  
鳥取県総務部行政経営推進課  
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成16年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
住友電工フィールドシステム株式会社  
東京都文京区関口一丁目43 - 5
- 5 落札金額 年額42,735,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成16年2月13日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地  
鳥取県警察本部警務部会計課  
鳥取市東町一丁目271

